

## 伊予市意見公募手続条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市の行政上の意思決定における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

ここでは、この条例の目的を示しています。

市が行う政策等は、選挙によって選ばれた市民の代表である市長が、その責任において議会に提案し定められるものですが、その意思決定の過程、つまり、条例や計画などを定めようとする場合において、定める前に市民に公表し広く意見を聞いて、その意見を反映させたり行政の説明責任を果たしたりすることで、公正で、透明性の高い意思決定を行うための手段について定めているのが、この「伊予市意見公募手続条例」です。

### (定義)

第2条 この条例において「意見公募手続」とは、実施機関が次条各号に規定する条例等（以下「政策等」という。）を定めようとする場合において、当該政策等の案（政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、市民等からの意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有する者

3 この条例において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 公平委員会
- (5) 監査委員
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会

ここでは、この条例で表す言葉の定義をしています。

冒頭の第1項は、「意見公募手続」についての定義をしていますが、先の目的の解説と重なりますので省略します。

第2項では、この条例で使用される「市民等」の範囲を定めています。伊予市にお住まいの方以外にも、市内に会社や工場などを持つ方や、そこにお勤めの方、市内の小中高校の児童生徒さんなどは、この条例の「市民等」に該当し、公表された政策等の案について、この条例に定める手順により意見を述べることができます。

また、市外にいても、市税の納税義務がある方や、政策等の案に利害関係のある方については、この条例における市民等に含めています。

第3項では、この条例で使用される「実施機関」について定めています。

「市長」とは、簡単には「市役所」と認識される機関です。ただし、一般的に市役所の組織といっても、責任者（任命権者）が違ってきます。教育の分野では「教育委員会」がありますし、それ以外にも「選挙管理委員会」や「公平委員会」、「監査委員」（独任制のため、末尾に「会」が付きません。）「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」などがあり、それぞれ機関として独立しているため、それらを一括して「実施機関」と定義し、それらが定める政策等についても、この意見公募手続を行うことを定めています。

（意見公募手続の対象）

第3条 実施機関は、次に掲げるものを定めようとするときは、意見公募手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 総合計画等市の基本的な計画、個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

ここでは、この条例で意見公募手続を行う政策等の対象について定めています。基本的に、市民生活に直接かつ重大な影響を与える政策等や、市としての理念などを定めるときには、市民の皆さんの意見を求めることとなります。また、実施機関が特に必要な場合と判断したときについても、実施できるようにしています。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定を適用しない。

- (1) 緊急に政策等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等を定めるとき。
- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。

2 実施機関は、前項第1号の理由により意見公募手続を実施できない場合は、政策等の策定等を行ったときにその理由を実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市ホームページを利用した閲覧の方法等により公表するとともに、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

ここでは、この条例による意見公募手続の対象から除外するものなどについて定めています。

常に安定的な制度運営が求められる政策などは、一定の検討と判断の期間を設けて案を作り上げますが、生命の安全を確保するためなど、緊急的に政策を定めなければならないものについては、約3ヶ月かかると想定している意見公募手続を実施することが困難となりますので除外しています。ただし、緊急に政策等を定めた場合においては、その理由を明らかにした上で市民に公表し、策定された政策等に対する市民の意見を聴くよう努めることを第2項で定めています。

また、税をはじめとする各種の負担金など市政全般を総合的に考慮した上で決められるべきものについては、個々に判断すべき性質のものではなく、個々に負担の軽減を求める意見を採用していると、結果的に財政基盤が脆弱になるなどの弊害も発生する恐れがあり、除外しています。（地方自治法第74条第1項でも同様の趣旨により除外しています。）

その他、法律などの改正に伴い制定や改廃により生じる、条文の条ずれや文言の変更などの軽微な変更や、地方自治法第74条に規定されている市民から市長への直接請求によるものについては除外されます。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を定めようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨及び目的並びに政策等の案を作成した経緯
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市ホームページを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

ここでは、意見公募を行う際の案の公表について定めています。  
第2項では、公表するものについて定めており、政策等の案（例えば条例など）だけでなく、趣旨、目的、案作成までの経緯、実施機関の考えや論点、市民が理解しやすくなるための関連資料などを公表することと定めています。  
また第3項では、公表の手段について定めています。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表する前に、次に掲げる事項を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見の提出期間
- (3) 政策等の案の入手方法

2 前項の規定による予告は、広報紙への掲載及び市ホームページを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

ここでは、政策等の案の公表前の予告に関することについて定めています。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案及び第5条第2項各号に掲げる資料の公表の日から起算して20日以上を期間を定めて、政策等の案についての意見の提出を受けなければならない。ただし、20日以上を期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、20日を下回る期間を定めることができる。

2 前項ただし書の規定により20日を下回る期間を定めたときは、政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

4 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

ここでは、公表された政策等の案に対する意見の提出期間や手段について定めています。

政策等の案は、原則20日以上公表し、市民等の皆さんからの意見を求めなければならないこととしていますが、20日以上を期間を定めることができない場合は、その理由を示さなければならないことが定められています。

また第3項では、意見の提出方法について定めています。

(提出意見の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等を定める意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等を定める意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、伊予市情報公開条例（平成17年伊予市条例第17号）第7条2項各号に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市ホームページを利用した閲覧等の方法等により行うものとする。

ここでは、市民等に求めた意見を考慮した上で、制定の意思決定を行うことを求めています。

第2項では、提出された意見の概要や、意見に対する実施機関の考え方、意見に基づき修正された場合の内容などを公表することについて定めています。意見を提出した市民等の情報については、伊予市情報公開条例第7条の規定により、氏名など特定の個人を識別することができるものについては非公開となります。

また第3項では、公表の手段について定めています。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき政策等を定めようとするときは、意見公募手続を行わないで政策等を定める意思決定をすることができる。

ここでは、審議会等が政策検討を行う場合などにおける特例を定めています。

地方自治法の規定により、市長などが設置する審議会等（特定の政策検討などを集中して行うための、専門家などを交えた会議など）において、この条例に定める意見公募手続に準じた手続を行う場合には、この条例による意見公募手続を実施しなくてもよいことが定められています。つまり「二度手間」を省く規定です。

(実施状況の公表)

第10条 実施機関は、意見公募手続を行った案件の一覧表を作成し公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、広報紙への掲載及び市ホームページを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

ここでは、実施状況を一覧で公表することについて定めています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

その他必要事項は、規則等に委任することを定めています。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関がこの条例の施行の日から60日以内に定める政策等については、この条例の規定は適用しない。

ここでは、施行期日と経過措置を定めています。

施行後直ちに制定される政策案等で、この条例における意見公募手続の対象となるものについては、実質的に意見公募手続を行うための準備ができず、意見公募手続の手順をとることが出来なくなる恐れがあるため、経過措置を設けています。

ただし、公布後の早い時期に、制度を運用する実施機関への説明等を行い、本条例の趣旨に沿った適切な運用が施行後に確実に出来るよう努めます。